



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 28 日 (金)
号外第 4 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県会計規則等の一部を改正する規則 (33) (会計指導課)	4
	鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則 (34) (〃)	23
	鳥取県会計管理者組織規則及び鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部を改正する規則 (35) (〃)	27

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

- (1) 会計事務の効率化を図るため、出納員等が収納した歳入金の払込の期限を延長する等所要の改正を行う。
- (2) 平成26年4月の組織改正に伴い所要の改正を行う。
- (3) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことに鑑み、期限内に契約の履行を完了しないときに徴収する遅延利息又は違約金の割合等を改める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県会計規則の一部改正

- ア 出納機関に旅費出納員を置き、当該出納機関の長が指定する職員を充てる。
 - イ 会計管理者、出納員又は出納員の承認を受けた分任出納員が現金で収納した歳入金の払込期限について、次に掲げる日のうちいずれか早い日（現行 収納の日の翌々日）に改める。
 - (ア) 収納の日の翌日から起算して7日を経過する日
 - (イ) 収納した金額の累計額が5万円に達した日の翌々日
 - ウ 繰替払のできる経費に、指定代理納付者に対する事務取扱手数料を加える。
 - エ 期限内に契約の履行を完了しないときに徴収する遅延利息又は違約金の割合を年率2.9パーセント（現行 3.0パーセント）に引き下げる。
 - オ 実地検査を終了したときに検査員が行う帳簿及び帳票への検査済印の押印の事務を廃止する。
 - カ 現金（証券）領収証書について、分任出納員の印章によることが実情にそわないときには、スタンプ印章の使用を認める。
 - キ 現金の支払い及び支出負担行為の確認の事務は、県東部に所在する出納機関の出納員に委任せず会計管理者が行うこととする。
 - ク その他行政組織の改正等に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県物品事務取扱規則について、行政組織の改正に伴い所要の改正を行う。
 - (3) 鳥取県宿舍管理規則及び鳥取県建設工事執行規則について、(1)のエと同様の改正を行う。
 - (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成26年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

- (1) 証紙が購入できない申請場所において徴収する手数料については、県民等の利便の向上を図るため、現金による納付ができるようにする。
- (2) 消費税法の一部が改正され、消費税の税率が引き上げられることに伴い、証紙等の売りさばき手数料の額を改める。

2 規則の概要

- (1) 次に掲げる歳入については、証紙によって納付することを要しないものとする。
 - ア 衛生環境研究所等が徴収する歳入
 - イ 県立学校が徴収する歳入
 - ウ 私人に収納の事務を委託する歳入
- (2) 証紙等の売りさばき手数料を次のとおり改める。
 - ア 自動車税及び自動車取得税並びに自動車取得税に係る延滞金以外の歳入の納付に用いる証紙 証紙の定

価の100分の3.24（現行 100分の3.15）に相当する金額

イ 自動車税及び自動車取得税並びに自動車取得税に係る延滞金の納付に用いる証紙 証紙の定価の100分の1.08（現行 100分の1.05）に相当する金額

ウ 証紙の貼り付けに代える計器による表示

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た金額に相当する金額

毎年度ごとに売り渡した始動票札の金額の合計額	率
15億円以下の金額	100分の1.048（現行 100分の1.019）
15億円を超え20億円以下の金額	100分の0.629（現行 100分の0.612）
20億円を超える金額	100分の0.315（現行 100分の0.306）

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇鳥取県会計管理者組織規則及び鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

建設工事の検査等の事務を会計管理者に移管することに伴い、会計管理者の組織及び事務処理権限について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県会計管理者組織規則の一部改正

ア 会計局に工事検査課を設置するとともに、その所掌を定める。

イ 工事検査事務所を次のとおり設置するとともに、その所掌を定める。

名称	位置	所管区域
鳥取県米子工事検査事務所	米子市	米子市、倉吉市、境港市、東伯郡、西伯郡及び日野郡

ウ 会計管理者に設置された附属機関及び庶務を担当する課を明記する。

(2) 鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部改正

ア 工事検査に係る事務処理権限について定める。

イ その他、鳥取県事務処理権限規則の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

規 則

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第33号

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

(鳥取県会計規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 機関 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第 2 条第 3 項に規定する地方機関、<u>鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第 2 条第 2 項に規定する地方機関</u>、鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第 5 号）第 2 条第 4 項に規定する地方機関及び同条第 6 項に規定する教育機関並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年鳥取県条例第30号）別表に規定する警察署をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(旅費出納員)</p> <p>第 5 条の 2 前条の出納員に加え、部<u>及び出納機関</u>に旅費（旅行命令簿によるものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を行わせる出納員（以下「旅費出納員」という。）を置き、次の表の左欄に掲げる部<u>又は出納機関</u>の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">(3) 警察本部</td> <td>警務部会計課の次席の職にある者</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">(4) 出納機関</td> <td>出納機関の課長補佐又は係長（これらと同等の職を含む。）</td> </tr> </table>	略		(3) 警察本部	警務部会計課の次席の職にある者	(4) 出納機関	出納機関の課長補佐又は係長（これらと同等の職を含む。）	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 機関 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第 2 条第 3 項に規定する地方機関<u>並びに鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第 5 号）第 2 条第 4 項に規定する地方機関及び同条第 6 項に規定する教育機関並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年鳥取県条例第30号）別表に規定する警察署をいう。</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(旅費出納員)</p> <p>第 5 条の 2 前条の出納員に加え、部に旅費（旅行命令簿によるものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を行わせる出納員（以下「旅費出納員」という。）を置き、次の表の左欄に掲げる部の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">(3) 警察本部</td> <td>警務部会計課の次席の職にある者</td> </tr> </table>	略		(3) 警察本部	警務部会計課の次席の職にある者
略											
(3) 警察本部	警務部会計課の次席の職にある者										
(4) 出納機関	出納機関の課長補佐又は係長（これらと同等の職を含む。）										
略											
(3) 警察本部	警務部会計課の次席の職にある者										

の職にある者のうち、出納機関の長が指定するもの

2・3 略

(収納金の払込み)

第21条 会計管理者又は出納員は、収納した歳入金を次に掲げる日（同日が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その直後の県の休日でない日）のうちいづれか早い日までに払込書（様式第6号）により指定金融機関等に払い込まなければならない。

(1) 収納の日（出張先において収納したときは、帰庁の日。次条第2項及び第3項第1号において同じ。）の翌日から起算して7日を経過する日

(2) 収納した金額の累計額が5万円に達した日の翌々日

2 前項の規定にかかわらず、会計局長の承認を受けた出納員は、現金を収納した場合に限り収納した日から起算して15日を経過する日までの分を取りまとめ、その日の翌日から起算して3日以内に払い込むことができる。ただし、収納した金額の累計額が10万円に達したときの払込みについては、達したその日の翌日から起算して3日以内とする。

3 略

(分任出納員の収納金の引継ぎ等)

第22条 略

2 分任出納員は、収納した歳入金を前項の規定により出納員に引き継ぐときは、収納の日からその翌々日（同日が県の休日に当たるときは、その直後の県の休日でない日）までの間に現金（証券）引継簿兼出納簿（様式第42号の2）によって引き継がなければならない。ただし、会計局長の承認を受けた分任出納員が現金を収納した日から起算して15日を経過する日（収納した金額の累計額が10万円に達したときは、その日。以下「最終日」という。）までの分を取りまとめて引き継ぐ場合にあっては、最終日の翌日から起算して3日以内に引き継がなければならない。

2・3 略

(収納金の払込み)

第21条 会計管理者又は出納員は、収納した歳入金を収納の日（出張先において収納したときは、帰庁の日。次条第2項及び第3項において同じ。）からその翌々日（同日が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その直後の県の休日でない日。次条第2項及び第3項並びに第94条において同じ。）までの間に払込書（様式第6号）により指定金融機関等に払い込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定金融機関等の店舗の存する市区町村以外の市区町村の区域に在勤する出納員であつて会計局長の承認を受けたものは、現金に限り収納した日から起算して15日を経過する日までの分を取りまとめ、その日の翌日から起算して3日以内に払い込むことができる。ただし、収納した金額の累計額が10万円に達したときの払込みについては、達したその日の翌日から起算して3日以内とする。

3 略

(分任出納員の収納金の引継ぎ等)

第22条 略

2 分任出納員は、収納した歳入金を前項の規定により出納員に引き継ぐときは、収納の日からその翌々日までの間に現金（証券）引継簿兼出納簿（様式第42号の2）によって引き継がなければならない。ただし、会計局長の承認を受けた分任出納員が現金を収納した日から起算して15日を経過する日（収納した金額の累計額が10万円に達したときは、その日。以下「最終日」という。）までの分を取りまとめて引き継ぐ場合にあっては、最終日の翌日から起算して3日以内に引き継がなければならない。

3 遠隔地の分任出納員及び所属の出納員の承認を受けた分任出納員は、その収納した歳入金を次に掲げる日（同日が県の休日に当たるときは、その直後の県の休日でない日）のうちいずれか早い日までに払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、会計局長の承認を受けた分任出納員が最終日までの分を取りまとめて払い込む場合にあっては、最終日の翌日から起算して3日以内に払い込まなければならない。

(1) 収納の日の翌日から起算して7日を経過する日

(2) 収納した金額の累計額が5万円に達した日の翌々日

4 略

(概算払の精算)

第76条 概算払の精算を行う者は、概算払に係る経費の金額が確定した後10日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に知事が別に定める方法によりその精算をしなければならない。ただし、旅費の概算払の精算については、職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の定めるところによる。

2 略

(繰替払のできる経費等)

第77条の2 繰替払をすることができる経費は、令第164条第1号から第4号までに掲げるもののほか、次の各号に掲げる経費とし、当該経費に繰り替えて使用させることができる現金は、それぞれ当該各号に掲げる現金とする。

(1) 生産物、漁獲物等を市場で売り払う場合の委託手数料 当該生産物、漁獲物等の売払代金

(2) 指定代理納付者に歳入を納付させる場合の事務取扱手数料 当該指定代理納付者が納付する収入金

(繰替払の報告等)

第78条 令第164条の規定により繰替払をした者は、繰替支払報告書（様式第26号）によりその収入金を所管する知事又は出納機関の長に報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる経費については、それぞれ当該各号に掲げる者が、繰替払をした者に代わって、会計局長の承認を受けた様式により知事又は出納機関の長に報告することができる。

3 遠隔地の分任出納員及び所属の出納員の承認を受けた分任出納員は、その収納した歳入金を収納の日からその翌々日までの間に払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、会計局長の承認を受けた分任出納員が最終日までの分を取りまとめて払い込む場合にあっては、最終日の翌日から起算して3日以内に払い込まなければならない。

4 略

(概算払の精算)

第76条 概算払を受けた者は、概算払に係る経費の金額が確定した後10日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に資金前渡（概算払）精算書によりその精算をしなければならない。ただし、旅費の概算払の精算については、職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の定めるところによる。

2 略

(繰替払のできる経費等)

第77条の2 繰替払をすることができる経費及び繰り替えて使用させる現金は、令第164条第1号から第4号までに掲げるもののほか、生産物、漁獲物等を市場に委託して売り払う場合の手数料及び当該生産物等の売払代金とする。

(繰替払の報告等)

第78条 令第164条の規定により繰替払をした者は、繰替支払報告書（様式第26号）によりその収入金を所管する知事又は出納機関の長に報告しなければならない。ただし、歳入の徴収又は収納の事務を委託する場合の手数料及び生産物、漁獲物等を市場に委託して売り払う場合の手数料については、委託を受けた者が、繰替払をした者に代わって、会計局長の

(1) 歳入の徴収又は収納の事務を委託する場合の委託手数料 当該事務の委託を受けた者

(2) 生産物、漁獲物等を市場で売り払う場合の委託手数料 売払いの委託を受けた者

(3) 指定代理納付者に歳入を納付させる場合の事務取扱手数料 指定代理納付者

2 略

(歳入歳出外現金の払込みの手続)

第94条 会計管理者又は出納員は、歳入歳出外現金を領収したときは、一時保管をするものを除くほか、払込書により、領収の日からその翌々日(同日が県の休日に当たるときは、その直後の県の休日でない日)までの間に、これを指定金融機関等に払い込まなければならない。

(遅延利息等)

第120条 契約権者は、契約の相手方が期限内に契約の履行を完了しないときは、遅延日数に応じ契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額につき年2.9パーセントの割合で計算した遅延利息又は違約金を徴収しなければならない。

2 略

第171条 削除

附 則

1 略

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。

略	
農林水産部農業大学校	農林水産部農業大学校の総務課長

承認を受けた様式により知事又は出納機関の長に報告することができる。

2 略

(歳入歳出外現金の払込みの手続)

第94条 会計管理者又は出納員は、歳入歳出外現金を領収したときは、一時保管をするものを除くほか、払込書により、領収の日からその翌々日までの間に、これを指定金融機関等に払い込まなければならない。

(遅延利息等)

第120条 契約権者は、契約の相手方が期限内に契約の履行を完了しないときは、遅延日数に応じ契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息又は違約金を徴収しなければならない。

2 略

第171条 検査員は、実地検査を終了したときは、第160条に規定する帳簿及び帳票に、検査済印(様式第45号)を押さなければならない。

附 則

1 略

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。

略	
農林水産部農業大学校	農林水産部農業大学校の総務課長
農林水産部農林総合研究所	農林水産部農林総合研究所企画総務課総務担当の課長補佐、農業試験場作物研究室、園芸試験場果樹研究室、園芸試験場野菜研究室、園芸試験場花き研究室、園芸試験

略	

	場環境研究室及び園芸試験場生物学研究室の室長、園芸試験場砂丘地農業研究センターの所長、園芸試験場弓浜砂丘地分場の分場長、園芸試験場河原試験地及び園芸試験場日南試験地の試験地長並びに畜産試験場肉用牛研究室、畜産試験場育種改良研究室、畜産試験場酪農・飼料研究室、中小家畜試験場養豚研究室及び中小家畜試験場環境・養鶏研究室の室長
略	

別表第1 (第2条、第5条関係)

機 関	職
略	
鳥取県西部総合事務所	(1) 地域振興局会計総務課の課長補佐
	(2) <u>日野振興センター</u> 日野振興局地域振興課の課長補佐
略	
鳥取県東部県税事務所	(1) <u>課税課</u> の課長補佐
	(2) 略
略	
鳥取県東部農林事務所	(1) 課長補佐
	(2) 八頭事務所の課長補佐
鳥取県農業試験場	(1) 課長補佐 (2) 作物研究室長
鳥取県園芸試験場	(1) 課長補佐 (2) 果樹研究室長 (3) 野菜研究室長 (4) 花き研究室長 (5) 環境研究室長 (6) 生物工学研究室長 (7) 砂丘地農業研究センター所長 (8) 弓浜砂丘地分場長

別表第1 (第2条、第5条関係)

機 関	職
略	
鳥取県西部総合事務所	(1) 地域振興局会計総務課総務会計担当の課長補佐
	(2) <u>地域振興局会計総務課日野分室</u> の課長補佐
略	
鳥取県東部県税事務所	(1) 課長補佐
	(2) 略
略	
鳥取県東部農林事務所	(1) <u>八頭事務所の課長補佐</u> 以外の課長補佐
	(2) 八頭事務所の課長補佐

	(9) 河原試験地長 (10) 日南試験地長
鳥取県鳥獣対策センター	課長補佐
鳥取県畜産試験場	(1) 課長補佐 (2) 肉用牛研究室長 (3) 育種改良研究室長 (4) 酪農・飼料研究室長
鳥取県中小家畜試験場	(1) 課長補佐 (2) 養豚研究室長 (3) 環境・養鶏研究室長
略	
鳥取県西部家畜保健衛生所	次長
鳥取県林業試験場	課長補佐
略	
鳥取県八頭県土整備事務所	建設総務課の課長補佐
略	

鳥取県鳥獣対策センター	課長補佐
略	
鳥取県西部家畜保健衛生所	次長
略	
鳥取県八頭県土整備事務所	課長補佐
略	

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
総務部総務課	1・2 略 3 鳥取県庁本庁舎に設置している特殊簡易公衆電話機内の <u>収納金</u> の収納事務
略	
文化観光スポーツ局文化政策課	鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納事務
略	
商工労働部経済産業総室	中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条の規定に基づく貸付金及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
総務部総務課	1・2 略 3 鳥取県庁本庁舎に設置している公衆電話取扱手数料の収納事務
略	
地域振興部東部振興監東部振興課	現金及び有価証券の収納及び保管に関する事務
略	
商工労働部経済産業総室	中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条の規定に基づく貸付金及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則

	(昭和63年鳥取県規則第31号) 第3条の規定に基づく貸付金の 収納事務
農林水産部水産 振興局水産課	鳥取県手数料徴収条例第2条第 1項第249号に規定する手数料 の収納事務
略	
教育委員会事務 局小中学校課	鳥取県手数料徴収条例第2条第 1項第316号から第321号までに 規定する手数料の収納事務
教育委員会事務 局特別支援教育 課	鳥取県教育職員免許法認定講習 会に係る資料代の収納事務
教育委員会事務 局社会教育課	県民カレッジの資料代の <u>収納事 務</u>
略	
出納 機 関	鳥取県西部 総合事務所
	<p>1 地域振興局会計総務課の課 長補佐に委任させる事務</p> <p>(1) 現金(基金に属する現 金を除く。以下この表にお いて同じ。)の出納及び保 管に関する事務</p> <p>(2) 有価証券(公有財産に 属するものを除く。以下こ の表において同じ。)の出 納及び保管に関する事務</p> <p>(3) 物品の出納及び保管に 関する事務</p> <p>(4) 支出負担行為の確認に 関する事務</p> <p>2 日野振興センター日野振興 局地域振興課の課長補佐に委 任させる事務</p> <p>(1) 現金の収納及び保管に 関する事務</p> <p>(2) 入札保証金(手許保管 のものに限る。)の払戻し に関する事務</p> <p>(3) 有価証券の収納及び保 管に関する事務</p> <p>(4) 物品の出納及び保管に 関する事務</p>
	鳥取県東部 県税事務所
	1 課税課の課長補佐に委任さ せる事務

	(昭和63年鳥取県規則第31号) 第3条の規定に基づく貸付金の 収納事務
略	
教育委員会事務 局小中学校課	鳥取県手数料徴収条例第2条第 1項第316号から第321号までに 規定する手数料の収納事務
教育委員会事務 局家庭・地域教 育課	県民カレッジの資料代の <u>収納に 関する事務</u>
略	
	鳥取県東部県税 事務所・鳥取県 中部県税事務 所・鳥取県西 部県税事務所、鳥 取県東部福祉保 健事務所及び鳥 取県農林水産部 農林総合研究所 以外の出納機関 (附則第2項の 規定により出納 機関とみなされ るものを含む。)
	<p>1 現金(基金に属する現金を 除く。以下この表において同 じ。)の出納及び保管に関す る事務</p> <p>2 有価証券(公有財産に属す るものを除く。以下この表に おいて同じ。)の出納及び保 管に関する事務</p> <p>3 物品の出納及び保管に関す る事務</p> <p>4 支出負担行為の確認に関す る事務</p>
	鳥取県東部県税 事務所・鳥取県
	1 課長補佐に委任させる事務

		<p>(1) 現金の収納及び保管に関する事務(2の(1)のA及びBに掲げる事務を除く。)</p> <p>(2) 入札保証金(手許保管のものに限る。)の払戻しに関する事務</p> <p>(3) 有価証券の収納及び保管に関する事務(2の(2)に掲げる事務を除く。)</p> <p>(4) 物品の出納及び保管に関する事務</p> <p>2 収税課長に委任させる事務</p> <p>(1) 現金の出納及び保管に関する次の事務</p> <p>ア 県税に係る現金の出納及び保管に関する事務</p> <p>イ 鳥取県税条例第16条第3項に規定する手数料の収納に関する事務</p> <p>ウ 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務</p> <p>(2) 有価証券の出納及び保管に関する事務(県税に係るものに限る。)</p> <p>(3) 支出負担行為の確認に関する事務(県税に係るものに限る。)</p>	<p>中部県税事務所 ・鳥取県西部県税事務所</p>	<p>(1) 現金の出納及び保管に関する事務(2の(1)のA及びBに掲げる事務を除く。)</p> <p>(2) 有価証券の出納及び保管に関する事務(2の(2)に掲げる事務を除く。)</p> <p>(3) 物品の出納及び保管に関する事務</p> <p>(4) 支出負担行為の確認に関する事務(2の(3)に掲げる事務を除く。)</p> <p>2 収税課長に委任させる事務</p> <p>(1) 現金の出納及び保管に関する次の事務</p> <p>ア 県税に係る現金の出納及び保管に関する事務</p> <p>イ 鳥取県税条例第16条第3項に規定する手数料の収納に関する事務</p> <p>ウ 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務</p> <p>(2) 有価証券の出納及び保管に関する事務(県税に係るものに限る。)</p> <p>(3) 支出負担行為の確認に関する事務(県税に係るものに限る。)</p>
<p>鳥取県中部 県税事務所 ・鳥取県西部 県税事務所</p>		<p>1 課長補佐に委任させる事務</p> <p>(1) 現金の出納及び保管に関する事務(2の(1)のA及びBに掲げる事務を除く。)</p> <p>(2) 有価証券の出納及び保管に関する事務(2の(2)に掲げる事務を除く。)</p> <p>(3) 物品の出納及び保管に関する事務</p> <p>(4) 支出負担行為の確認に関する事務(2の(3)に掲げる事務を除く。)</p> <p>2 収税課長に委任させる事務</p>		

	<p>(1) 現金の出納及び保管に関する次の事務 ア 県税に係る現金の出納及び保管に関する事務 イ 鳥取県税条例第16条第3項に規定する手数料の収納に関する事務 ウ 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務</p> <p>(2) 有価証券の出納及び保管に関する事務（県税に係るものに限る。）</p> <p>(3) 支出負担行為の確認に関する事務（県税に係るものに限る。）</p>		
<p>鳥取県東部福祉保健事務所</p>	<p>1 課長補佐に委任させる事務</p> <p>(1) 現金の収納及び保管に関する事務（2の(2)及び(3)に掲げる事務を除く。）</p> <p>(2) 入札保証金（手許保管のものに限る。）の払戻しに関する事務</p> <p>(3) 有価証券の収納及び保管に関する事務</p> <p>(4) 物品の出納及び保管に関する事務</p> <p>2 福祉企画課長に委任させる事務</p> <p>(1) 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管に関する事務</p> <p>(2) 鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第3条に規定する使用料及び手数料の収納及び保管に関する事務</p> <p>(3) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに養育医療費の負担金の収納及び保管に関する事務</p>	<p>鳥取県東部福祉保健事務所</p>	<p>1 課長補佐に委任させる事務</p> <p>(1) 現金の出納及び保管に関する事務（2の(2)及び(3)に掲げる事務を除く。）</p> <p>(2) 有価証券の出納及び保管に関する事務</p> <p>(3) 物品の出納及び保管に関する事務</p> <p>(4) 支出負担行為の確認に関する事務</p> <p>2 福祉企画課長に委任させる事務</p> <p>(1) 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管に関する事務</p> <p>(2) 鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第3条に規定する使用料及び手数料の収納及び保管に関する事務</p> <p>(3) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに養育医療費の負担金の一部の収納及び保管に関する事務</p>

鳥取県福祉相談センター・鳥取県立鳥取療育園・鳥取県立鳥取看護専門学校・鳥取県立精神保健福祉センター・鳥取県東部生活環境事務所・鳥取県東部農林事務所・鳥取県鳥獣対策センター・鳥取県鳥取県土整備事務所・鳥取県八頭県土整備事務所	1 現金の収納及び保管に関する事務 2 入札保証金（手許保管のものに限る。）の払戻しに関する事務 3 有価証券の収納及び保管に関する事務 4 物品の出納及び保管に関する事務	農林水産部農林総合研究所	1 企画総務課総務担当の課長補佐に委任させる事務 (1) 現金の出納及び保管に関する事務 (2) 有価証券の出納及び保管に関する事務 (3) 物品の出納及び保管に関する事務（2に掲げる事務を除く。） (4) 支出負担行為の確認に関する事務 2 農業試験場作物研究室長、園芸試験場果樹研究室長、園芸試験場野菜研究室長、園芸試験場花き研究室長、園芸試験場環境研究室長、園芸試験場生物学研究室長、園芸試験場砂丘地農業研究センター所長、園芸試験場弓浜砂丘地分場長、園芸試験場河原試験地長、園芸試験場日南試験地長、畜産試験場肉用牛研究室長、畜産試験場育種改良研究室長、畜産試験場酪農・飼料研究室長、中小家畜試験場養豚研究室長及び中小家畜試験場環境・養鶏研究室長に委任させる事務 物品（生産品に限る。）の出納及び保管に関する事務
鳥取県農業試験場・鳥取県園芸試験場・鳥取県畜産試験場・鳥取県中小家畜試験場	1 課長補佐に委任させる事務 (1) 現金の出納及び保管に関する事務 (2) 有価証券の出納及び保管に関する事務 (3) 物品の出納及び保管に関する事務（2に掲げる事務を除く。） (4) 支出負担行為の確認に関する事務 2 課長補佐以外の職にある者に委任させる事務 物品（生産品に限る。）の出納及び保管に関する事務		
その他の出	1 現金の出納及び保管に関する事務		

納機関	る事務 2 有価証券の出納及び保管に関する事務 3 物品の出納及び保管に関する事務 4 支出負担行為の確認に関する事務		
鳥取県米子工事 検査事務所	1 物品の出納及び保管に関する事務 2 旅費（旅行命令簿によるものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務	鳥取県米子工事 検査事務所	旅費（旅行命令簿によるものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務
常時資金前渡を 受けた機関	前渡を受けた資金により取得した物品の出納及び保管に関する事務	常時資金前渡を 受けた機関	前渡を受けた資金により取得した物品の出納及び保管に関する事務
2 分任出納員に委任させる事務		2 分任出納員に委任させる事務	
区分	委任事務	区分	委任事務
略		略	
鳥取県東部県税 事務所・鳥取県 中部県税事務所	県税に係る歳入金及び歳入歳出外現金の一部の収納に関する事務	鳥取県東部県税 事務所・鳥取県 中部県税事務所 ・鳥取県西部県 税事務所	県税に係る歳入金及び歳入歳出外現金の一部の収納に関する事務
鳥取県西部県税 事務所	1 県税に係る歳入金の収納及び保管に関する事務 2 鳥取県税条例第16条第3項に規定する手数料の収納に関する事務 3 歳入歳出外現金の一部の収納に関する事務 4 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務		
鳥取県中部総合 事務所	次に掲げる現金及び有価証券の収納に関する事務 (1) 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用 (2) 県が発行する刊行物及びバッジの販売代金並びに送付に要する費用 (3) 生活保護費の返還金及び	鳥取県中部総合 事務所・鳥取県 西部総合事務所	次に掲げる現金及び有価証券の収納に関する事務 (1) 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用 (2) 県が発行する刊行物及びバッジの販売代金並びに送付に要する費用 (3) 生活保護費の返還金及び

	<p>徴収金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに児童措置費（児童相談所長の措置に係るものを除く。）、知的障害者措置費及び養育医療費の負担金</p> <p>(4) 鳥取県保健所条例第3条に規定する使用料及び手数料</p> <p>(5) 県営住宅の家賃、敷金及び駐車場に係る使用料</p> <p>(6) 県営住宅の賃貸借契約の解除又は駐車場に係る使用許可の取消しに伴い生じた損害賠償金</p> <p>(7) 衛生検査及び試験並びにこれらに関する証明書の交付に係る手数料</p> <p>(8) 鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）第6条第1号に規定する手数料</p> <p>(9) 土木施設に係る使用料及び占用料</p>	<p>徴収金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに児童措置費（児童相談所長の措置に係るものを除く。）、知的障害者措置費及び養育医療費の負担金</p> <p>(4) 鳥取県保健所条例第3条に規定する使用料及び手数料</p> <p>(5) 県営住宅の家賃、敷金及び駐車場に係る使用料</p> <p>(6) 県営住宅の賃貸借契約の解除又は駐車場に係る使用許可の取消しに伴い生じた損害賠償金</p> <p>(7) 衛生検査及び試験並びにこれらに関する証明書の交付に係る手数料</p> <p>(8) 鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）第6条第1号に規定する手数料</p> <p>(9) 土木施設に係る使用料及び占用料</p>
<p>鳥取県西部総合事務所</p>	<p>次に掲げる現金及び有価証券の収納に関する事務</p> <p>(1) 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用</p> <p>(2) 県が発行する刊行物及びバッジの販売代金並びに送付に要する費用</p> <p>(3) 生活保護費の返還金及び徴収金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに児童措置費（児童相談所長の措置に係るものを除く。）、知的障害者措置費及び養育医療費の負担金</p> <p>(4) 鳥取県保健所条例第3条に規定する使用料及び手数料</p> <p>(5) 鳥取県手数料徴収条例第2条第1項に規定する手数料</p> <p>(6) 県営住宅の家賃、敷金</p>	

	及び駐車場に係る使用料 (7) 県営住宅の賃貸借契約の解除又は駐車場に係る使用許可の取消しに伴い生じた損害賠償金 (8) 衛生検査及び試験並びにこれらに関する証明書の交付に係る手数料 (9) 鳥取県食品衛生法施行条例第6条第1号に規定する手数料 (10) 土木施設に係る使用料及び占用料
略	
鳥取県東部農林事務所	<u>1</u> 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 <u>2</u> <u>鳥取県特別栽培農産物認証シール販売代金の収納に関する事務</u>
鳥取県農業試験場	生產品の販売代金に係る現金の収納に関する事務
鳥取県畜産試験場	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第222号、第223号及び第232号の2に規定する手数料の収納に関する事務
鳥取県鳥取家畜保健衛生所・鳥取県倉吉家畜保健衛生所・鳥取県西部家畜保健衛生所	家畜に係る検査、注射、薬浴及び投薬並びにこれらを行った旨の証明書の交付に係る手数料の収納に関する事務
鳥取県林業試験場	鳥取県林業試験場手数料等徴収条例（平成8年鳥取県条例第2号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
略	

様式目次

- (1)～(4) 略
- (5) 帳簿等関係
様式第41号～様式第44号 略

略	
鳥取県東部農林事務所	公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
農林水産部農林総合研究所	農業試験場における生產品の販売代金に係る現金の収納に関する事務
鳥取県鳥取家畜保健衛生所・鳥取県倉吉家畜保健衛生所・鳥取県西部家畜保健衛生所	家畜に係る検査、注射、薬浴及び投薬並びにこれらを行った旨の証明書の交付に係る手数料の収納に関する事務
略	

様式目次

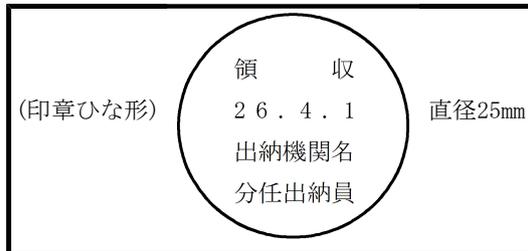
- (1)～(4) 略
- (5) 帳簿等関係
様式第41号～様式第44号 略
様式第45号 検査済印

様式第4号（第19条関係）（A列6号のもの複写式）

略

備考 1～6 略

7 分任出納員の印章によることが実情に
そわないときは、下記ひな形のスタンプ
印章を使用することができる。



様式第42号（第21条、第160条関係）

略

備考 1～2 略

3 出納員は、会計局長の承認を受けて、
この様式によらない現金（証券）出納簿
を用いることができる。

様式第42号の2（第22条、第160条関係）

略

備考 1～3 略

4 分任出納員は、会計局長の承認を受け
て、この様式によらない現金（証券）引
継簿兼出納簿を用いることができる。

様式第4号（第19条関係）（A列6号のもの複写式）

略

備考 1～6 略

様式第42号（第21条、第160条関係）

略

備考 1～2 略

様式第42号の2（第22条、第160条関係）

略

備考 1～3 略

第2条 鳥取県会計規則の一部を次のように改正する。

様式第6を次のように改める。

様式第6号 (第21条、第22条、第26条、第94条、第95条関係)

領収済通知書	
口座番号	加入者

(払込書)

帳票ID	業務年度	会計課所	システム	書類番号	CD
書類金額(1)	金額(2)	CD			
個別システムコード					
年度					
金額					
円					
業務区分	年度	会計課所コード	科目コード		
システム	書類番号	払込	納通等	精算識別	

摘要

上記金額を領収しましたので通知します。

鳥取県知事様
鳥取県出納長

取りまとめ店
〒730-8794
ゆうちょう銀行
広島府金野務センター

領収日付印

(県保管)

領収済通知書	
口座番号	加入者

(払込書・統轄店用)

住所					
氏名					
様					
業務区分	年度	会計課所コード	科目コード		
システム	書類番号	払込	納通等	精算識別	
金額					
円					

摘要

上記のとおり領収しました。

統轄店御中

領収日付印

(金融機関保管)

払込書・領収証書	
口座番号	加入者

(公)

住所					
氏名					
様					
業務区分	年度	会計課所コード	科目コード		
システム	書類番号	払込	納通等	精算識別	
金額					
円					

摘要

上記金額を納入してください。
年 月 日

納付場所
裏面記入

(納付者保管)

上記金額を領収しました。
領収日付印

様式第45号を削る。

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

第3条 鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(物品出納員)</p> <p>第5条 知事は、知事部局(会計管理者会計局及び会計管理者庶務集中局を除く。以下この条及び次条において同じ。)の本庁各課(課に相当するものを含み、鳥取県東京本部、鳥取県関西本部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター及び農林水産部農業大学校を除く。以下同じ。)、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局及び教育委員会事務局の本庁各課、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局並びに警察本部の会計課に物品出納員を置く。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(物品出納員)</p> <p>第5条 知事は、知事部局(会計管理者会計局及び会計管理者庶務集中局を除く。以下この条及び次条において同じ。)の本庁各課(課に相当するものを含み、鳥取県東京本部、鳥取県関西本部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、<u>農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所</u>を除く。以下同じ。)、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局及び教育委員会事務局の本庁各課、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局並びに警察本部の会計課に物品出納員を置く。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(物品保管主任)</p> <p>第5条の2 知事は、使用中の物品(会計管理者、出納員、分任出納員又は物品出納員が保管する物品以外の物品をいう。)の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局、教育委員会事務局の本庁各課、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局(以下「本庁各課等」という。)、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第2条第2号に規定する機関、鳥取県東京本部、鳥取県関西本部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター及び農林水産部農業大学校(以下「機関等」という。)に物品保管主任を置く。</p> <p>2 略</p>	<p>(物品保管主任)</p> <p>第5条の2 知事は、使用中の物品(会計管理者、出納員、分任出納員又は物品出納員が保管する物品以外の物品をいう。)の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局、教育委員会事務局の本庁各課、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局(以下「本庁各課等」という。)、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第2条第2号に規定する機関、鳥取県東京本部、鳥取県関西本部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、<u>農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所</u>(以下「機関等」という。)に物品保管主任を置く。</p> <p>2 略</p>
<p>(資金前渡者の購入した物品の引継ぎ等)</p> <p>第7条 資金の前渡を受けた職員は、その購入した物品(現地で消費する物品を除く。)を、物品引継書により知事又は出納機関の長に引き継がなければならない。ただし、催物等に使用した物品の残余については、近くの機関等の長に引き継ぐことができ</p>	<p>(資金前渡者の購入した物品の引継ぎ等)</p> <p>第7条 資金の前渡を受けた職員は、その購入した物品(現地で消費する物品を除く。)を、物品引継書により知事又は出納機関<u>(鳥取県会計規則附則第2項の規定により出納機関とみなされる鳥取県東京本部、鳥取県関西本部、総務部行財政改革局職員人材</u></p>

<p>る。</p>	<p><u>開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所を含む。以下同じ。）</u>の長に引き継がなければならない。ただし、催物等に使用した物品の残余については、近くの機関等の長に引き継ぐことができる。</p>
-----------	--

(鳥取県宿舍管理規則の一部改正)

第4条 鳥取県宿舍管理規則(昭和57年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(貸付料) 第11条 略 2～6 略 7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年<u>2.9</u>パーセントの割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りではない。</p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">注意事項</td> <td>納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年<u>2.9</u>パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。</td> </tr> </table> <p>注) 略</p>	略		注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年 <u>2.9</u> パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。	<p>(貸付料) 第11条 略 2～6 略 7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りではない。</p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">注意事項</td> <td>納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。</td> </tr> </table> <p>注) 略</p>	略		注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年 <u>3.0</u> パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。
略									
注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年 <u>2.9</u> パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。								
略									
注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年 <u>3.0</u> パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。								

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第5条 鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(履行遅滞の場合における損害金) 第58条の2 略 2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.9</u>パーセントの割合で計算して得た額とする。</p>	<p>(履行遅滞の場合における損害金) 第58条の2 略 2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算して得た額とする。</p>

(請負代金の支払)

第59条 略

2 略

3 請負者は、知事はその責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事はその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(前払金の返還)

第62条 略

2 略

3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(解除に伴う措置)

第72条 略

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.9パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。

4～8 略

(請負代金の支払)

第59条 略

2 略

3 請負者は、知事はその責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事はその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(前払金の返還)

第62条 略

2 略

3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(解除に伴う措置)

第72条 略

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。

4～8 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の鳥取県会計規則第120条第 1 項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約に係る遅延利息又は違約金について適用し、施行日前に締結した契約に係る遅延利息又は違約金については、なお従前の例による。

3 第 4 条の規定による改正後の鳥取県宿舍管理規則第11条第 7 項の規定は、施行日以後の期間に係る違約金について適用し、施行日前の期間に係る違約金については、なお従前の例による。

4 第 5 条の規定による改正後の鳥取県建設工事執行規則の規定は、施行日以後に締結する請負契約に係る損害金及び遅延利息について適用し、施行日前に締結した請負契約に係る損害金及び遅延利息については、なお従前の例による。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる歳入については、証紙による収入の方法によらないことができる。</u></p> <p><u>(1) 別表第2に掲げる出納機関又は出納機関の内部組織等が徴収する歳入</u></p> <p><u>(2) 鳥取県立高等学校又は鳥取県立特別支援学校が徴収する歳入</u></p> <p><u>(3) 地方自治法施行令第158条第1項の規定により私人に徴収の事務を委託する歳入</u></p> <p>(証紙の形式)</p> <p>第3条 証紙の形式は、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p> <p>(計器による表示に用いる印の印影の形式)</p> <p>第3条の2 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第134条の16後段及び第143条後段に規定する証紙代金収納計器による表示（以下「計器による表示」という。）に用いる印の印影の形式は、<u>別表第4</u>のとおりとする。</p> <p>(収入状況の報告)</p> <p>第7条 出納機関の長は、別表第1の1の項に掲げる歳入（<u>第2条第2項又は条例第2条ただし書の規定により証紙による収入の方法以外の方法により収入した歳入を除く。</u>次条において同じ。）については、上半期及び下半期の証紙による収入の状況を、会計局長が別に定める方法により、当該上半期及び下半期の末月の翌月の10日までに、その歳入に係る予算を所管する課長（以下「予算主務課長」という。）に報告しなければならない。ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場合における当該過誤納</p>	<p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入)</p> <p>第2条 略</p> <p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入)</p> <p>第2条 略</p> <p>(証紙の形式)</p> <p>第3条 証紙の形式は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>(計器による表示に用いる印の印影の形式)</p> <p>第3条の2 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第134条の16後段及び第143条後段に規定する証紙代金収納計器による表示（以下「計器による表示」という。）に用いる印の印影の形式は、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p> <p>(収入状況の報告)</p> <p>第7条 出納機関の長は、別表第1の1の項に掲げる歳入（条例第2条ただし書の規定により証紙の方法以外の方法により収入した歳入を除く。次条において同じ。）については、上半期及び下半期の証紙による収入の状況を、会計局長が別に定める方法により、当該上半期及び下半期の末月の翌月の10日までに、その歳入に係る予算を所管する課長（以下「予算主務課長」という。）に報告しなければならない。ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場合における当該過誤納金に係る証紙による収入の状況</p>

金に係る証紙による収入の状況についての報告は、
随時行うことができる。

についての報告は、随時行うことができる。

2 略

2 略

(証紙等の売りさばき手数料)

(証紙等の売りさばき手数料)

第13条 知事は、小売りさばき人に対して、次に掲げる証紙又は計器による表示の区分により、それぞれ当該各号に掲げる金額を売りさばき手数料として交付する。

第13条 知事は、小売りさばき人に対して、次に掲げる証紙又は計器による表示の区分により、それぞれ当該各号に掲げる金額を売りさばき手数料として交付する。

(1) 別表第1の1の項及び2の項第2号に掲げる歳入の納付に用いる証紙 証紙の定価の100分の3.24に相当する金額

(1) 別表第1の1の項及び2の項第2号に掲げる歳入の納付に用いる証紙 証紙の定価の100分の3.15に相当する金額

(2) 別表第1の2の項第1号に掲げる歳入の納付に用いる証紙 証紙の定価の100分の1.08に相当する金額

(2) 別表第1の2の項第1号に掲げる歳入の納付に用いる証紙 証紙の定価の100分の1.05に相当する金額

(3) 証紙の貼り付けに代える計器による表示 毎年度ごとに売り渡した次の表の左欄に掲げる始動票札の金額の合計額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た金額に相当する金額

(3) 証紙のはり付けに代える計器による表示 毎年度ごとに売り渡した次の表の左欄に掲げる始動票札の金額の合計額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た金額に相当する金額

始動票札の金額の合計額	率
1,500,000,000円以下の金額	100分の1.048
1,500,000,000円を超え2,000,000,000円以下の金額	100分の0.629
2,000,000,000円を超える金額	100分の0.315

始動票札の金額の合計額	率
1,500,000,000円以下の金額	100分の1.019
1,500,000,000円を超え2,000,000,000円以下の金額	100分の0.612
2,000,000,000円を超える金額	100分の0.306

2 略

2 略

別表第1 略

別表第1 略

別表第2 (第2条関係)

- (1) 生活環境部衛生環境研究所
- (2) 農林水産部農業大学校
- (3) 鳥取県西部総合事務所福祉保健局及び日野振興センター
- (4) 鳥取県西部県税事務所日野支所
- (5) 鳥取県立保育専門学院
- (6) 鳥取県立倉吉総合看護専門学校
- (7) 鳥取県産業人材育成センター
- (8) 鳥取県東部農林事務所八頭事務所
- (9) 鳥取県畜産試験場
- (10) 鳥取県鳥取家畜保健衛生所
- (11) 鳥取県倉吉家畜保健衛生所

- (12) 鳥取県西部家畜保健衛生所
- (13) 鳥取県林業試験場
- (14) 鳥取県境港水産事務所
- (15) 鳥取県栽培漁業センター
- (16) 鳥取県八頭県土整備事務所

別表第3 (第3条関係)

- (1) 別表第1の1の項及び2の項第2号に掲げる
歳入の納付に用いる証紙
略
- (2) 別表第1の2の項第1号に掲げる歳入の納付
に用いる証紙
略

別表第4 (第3条の2関係) 略

様式第15号の4 (第17条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名 (印)

電話番号

現金還付請求書

別添の証紙については、下記の理由により今後使用することがないので、鳥取県収入証紙条例第7条第1項ただし書の規定により、証紙を返還して現金の還付を請求します。

記

1 返還する証紙の定価 円

2 理由

3 振込希望口座

略

備考1 証紙を添付してください。

2 還付する金額は、返還する証紙の定価から証紙の定価の3.24パーセント (自動車税・自動車取得税証紙の場合は1.08パーセント) の証紙売りさばき手数料に相当する金

別表第2 (第3条関係)

- (1) 別表第1第1号及び第2号(2)に掲げる歳入
の納付に用いる証紙
略
- (2) 別表第1第2号(1)に掲げる歳入の納付に用
いる証紙
略

別表第3 (第3条の2関係) 略

様式第15号の4 (第17条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名 (印)

電話番号

現金還付請求書

別添の証紙については、下記の理由により今後使用することがないので、鳥取県収入証紙条例第7条第1項ただし書の規定により、証紙を返還して現金の還付を請求します。

記

1 返還する証紙の定価 円

2 理由

3 振込希望口座

略

備考1 証紙を添付してください。

2 還付する金額は、返還する証紙の定価から証紙の定価の3.15パーセント (自動車税・自動車取得税証紙の場合は1.05パーセント) の証紙売りさばき手数料に相当する金

<p>額（1円未満の端数は切り捨てる。）を差し引いた金額となります。</p> <p>（例）定価100円の証紙の還付金額 証紙の定価100円－証紙売りさばき手数料3円＝還付金額97円</p>	<p>額（1円未満の端数は切り捨てる。）を差し引いた金額となります。</p> <p>（例）定価100円の証紙の還付金額 証紙の定価100円－証紙売りさばき手数料3円＝還付金額97円</p>
--	--

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県会計管理者組織規則及び鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第35号

鳥取県会計管理者組織規則及び鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県会計管理者組織規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>会計管理者の内部組織の設置及び所掌事務並びに職制及び職務</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(内部組織の設置)</p> <p>第 2 条 会計管理者に、<u>本庁として</u>次の表の左欄に掲げる局を置き、局にそれぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">会計局</td> <td>会計指導課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>審査出納課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事検査課</td> </tr> <tr> <td>庶務集中局</td> <td>集中業務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物品契約課</td> </tr> </table> <p>2 <u>会計管理者に、地方機関として工事検査事務所を次のとおり置く。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県米子工 事検査事務所</td> <td>米子市</td> <td>米子市、倉吉市、境港市、東伯郡、西伯郡及び日野郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>会計管理者に鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第 2 条第 1 項の規定により設置された附属機関は、次のとおりである。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>庶務を担当する課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県政府調達苦情検討委員会</td> <td>会計指導課</td> </tr> <tr> <td>鳥取県公共工事評価委員会</td> <td>工事検査課</td> </tr> <tr> <td>鳥取県物品購入等に係る入札等 審査会</td> <td>物品契約課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(会計局の各課の所掌事務)</p> <p>第 3 条 会計局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	会計局	会計指導課		審査出納課		工事検査課	庶務集中局	集中業務課		物品契約課	名称	位置	所管区域	鳥取県米子工 事検査事務所	米子市	米子市、倉吉市、境港市、東伯郡、西伯郡及び日野郡	名称	庶務を担当する課	鳥取県政府調達苦情検討委員会	会計指導課	鳥取県公共工事評価委員会	工事検査課	鳥取県物品購入等に係る入札等 審査会	物品契約課	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>会計管理者を構成する局及び課の設置、所掌事務並びに職制及び職務</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(局及び課の設置)</p> <p>第 2 条 会計管理者に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局にそれぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">会計局</td> <td>会計指導課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>審査出納課</td> </tr> <tr> <td>庶務集中局</td> <td>集中業務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物品契約課</td> </tr> </table> <p>(会計局の各課の所掌事務)</p> <p>第 3 条 会計局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	会計局	会計指導課		審査出納課	庶務集中局	集中業務課		物品契約課
会計局	会計指導課																																
	審査出納課																																
	工事検査課																																
庶務集中局	集中業務課																																
	物品契約課																																
名称	位置	所管区域																															
鳥取県米子工 事検査事務所	米子市	米子市、倉吉市、境港市、東伯郡、西伯郡及び日野郡																															
名称	庶務を担当する課																																
鳥取県政府調達苦情検討委員会	会計指導課																																
鳥取県公共工事評価委員会	工事検査課																																
鳥取県物品購入等に係る入札等 審査会	物品契約課																																
会計局	会計指導課																																
	審査出納課																																
庶務集中局	集中業務課																																
	物品契約課																																

<p>会計指導課 (1)～(15) 略 審査出納課 (1)～(5) 略 <u>工事検査課</u> (1) <u>県が施行する建設工事の検査に関すること。</u> (2) <u>県費補助に係る建設工事の検査（技術的又は専門的なもので知事が特に必要があると認めるものに限る。）に関すること。</u> (3) <u>市町村等から委託を受けた建設工事の検査に関すること。</u> (4) <u>建設事業の評価に関すること。</u> (5) <u>工事検査事務所にに関すること。</u></p> <p>(庶務集中局の課の所掌事務) 第4条 略</p> <p>(工事検査事務所の所掌事務) 第5条 <u>工事検査事務所は、次に掲げる事務を所掌する。</u> (1) <u>県が施行する建設工事の検査に関すること。</u> (2) <u>県費補助に係る建設工事の検査（技術的又は専門的なもので知事が特に必要があると認めるものに限る。）に関すること。</u> (3) <u>市町村等から委託を受けた建設工事の検査に関すること。</u></p> <p>(職制及び職務) 第6条 <u>局、課及び工事検査事務所に、それぞれその長を置き、当該長は、それぞれ当該局、課及び工事検査事務所の事務をつかさどる。</u> 2～4 略</p>	<p>会計指導課 (1)～(15) 略 審査出納課 (1)～(5) 略</p> <p>(庶務集中局の課の所掌事務) 第4条 略</p> <p>(職制及び職務) 第5条 <u>局及び課に、それぞれその長を置き、当該長は、それぞれ当該局及び課の事務をつかさどる。</u> 2～4 略</p>
---	---

(鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部改正)

第2条 鳥取県会計管理者等事務決裁規則（平成21年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) 略 (10) 局長 鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）<u>第2条第1項</u>の規定により設</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) 略 (10) 局長 鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）<u>第2条</u>の規定により設置され</p>

置された会計局又は庶務集中局の長をいう。

(11) 課長 鳥取県会計管理者組織規則第2条第1項の規定により設置された課の長をいう。

(12) 所長 鳥取県会計管理者組織規則第2条第2項の規定により設置された工事検査事務所の長をいう。

(13) 会計担当職員 鳥取県会計管理者組織規則第6条第2項に規定する課長補佐のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあつては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。

(14) 検査員 鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第52条第1項の規定により検査を命じられた職員をいう。

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(知事の権限に属する事務の委任等)

第3条 略

2 略

3 知事の決裁事項については、別表第1に掲げる事務にあつては、同表の事務処理権限の区分の知事の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務（第1項各号に掲げる事務を除く。）にあつては、鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第3条の規定を準用する。

4 知事の権限に属する事務についての会計管理者、局長、課長及び会計担当職員の専決事項は、別表第1に掲げる事務にあつてはそれぞれ同表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては鳥取県事務処理権限規則第4条の規定を準用する。この場合においては、同条第3項中「部長」とあるのは「会計管理者」と、同規則別表の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは「会計管理者」と読み替えるものとする。

5 知事の権限に属する事務についての会計管理者、局長、課長、所長、検査員及び出納機関の長の委任決裁事項は、別表第1に掲げる事務にあつてはそれぞれ同表の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定を準用する。この場合においては、同規則別表の

た会計局又は庶務集中局の長をいう。

(11) 課長 鳥取県会計管理者組織規則第2条の規定により設置された課の長をいう。

(12) 会計担当職員 鳥取県会計管理者組織規則第5条第2項に規定する課長補佐のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあつては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(知事の権限に属する事務の委任等)

第3条 略

2 略

3 知事の決裁事項については、別表第1に掲げる事務にあつては、同表の事務処理権限の区分の知事の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務（第1項各号に掲げる事務を除く。）にあつては、鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第3条の規定（同規則別表第1に掲げる事務に関する規定に限る。）を準用する。

4 知事の権限に属する事務についての会計管理者、局長、課長及び会計担当職員の専決事項は、別表第1に掲げる事務にあつてはそれぞれ同表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては鳥取県事務処理権限規則第4条の規定を準用する。この場合においては、同条第3項中「部長」とあるのは「会計管理者」と、同規則別表第1の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは「会計管理者」と読み替えるものとする。

5 知事の権限に属する事務についての会計管理者、局長、課長及び出納機関の長の委任決裁事項は、別表第1に掲げる事務にあつてはそれぞれ同表の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては鳥取県事務処理権限規則第6条の規定（同規則別表第1に掲げる事務に関する規定に限る。）を準用する。こ

<p>事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは、「会計管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(類推による専決)</p> <p>第7条 別表第1及び別表第2並びに鳥取県事務処理権限規則別表に掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。</p>	<p>の場合においては、<u>同表</u>の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは、「会計管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(類推による専決)</p> <p>第7条 別表第1及び別表第2並びに鳥取県事務処理権限規則別表第1に掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。</p>
--	---

第3条 鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

1 工事検査以外の事務に係る事務処理権限

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分							出納機 関の長 の名称		
	種 類	内 容	専決権者				委任決裁権者					
			知 事	会 計 管 理 者	局 長	課 長	会 計 担 当 職 員	会 計 管 理 者	局 長		課 長	出 納 機 関 の 長
共通	人事管理に関する事務	職員（課長及び課長補佐を除く。）の所属する課の決定			○							
会計指導	一 法に基づく知事の権限に属する事務	1 法第171条第2項の規定による出納員その他の会計職員の任命			○							
課	二 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第168条第1項の規定による指定金融機関の指定	○									
		2 同令第168条第3項又は第4項の規定による指定代理金融機関又は収納代理金融機関の指定		○								
		3 同令第168条第7項の規定による指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関の指定又はその取消しについての指定金融機関からの意見の聴取		○								
三 鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）に基づく知事の権限に属		1 同条例第5条第3項の規定による証紙の小売りさばき人の指定			○							
		2 同条例第7条第1項ただし書の規定による証紙の返還に基づく現金の還付又は他の証紙との交換の認定 (一) 現金の還付の認定 (1) 一般購入者への還付										

三 建設工 事の検査 事成績の 決定	1 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○			
	2 請負対象設計金額が1億円以上5億円未満の工事及び請負対象設計金額が1億円未満の工事 で知事が別に定めるもの に係るもの		○		
	3 請負対象設計金額が1億円未満の工事（知事が別に定めるものを除く。）に係るもの （一）鳥取市、岩美郡及び八頭郡の区域に係るもの （二）（一）以外の区域に係るもの			○	○

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。